

令和 7 年第 3 回定例会

文教経済常任委員会会議概要

委員長 小倉 尚 裕

副委員長 濵 谷 洋 子

1 開催日時 令和7年9月9日（火曜日）午前10時34分～午前11時52分

2 開催場所 第1委員会室

3 審査案件

- (1) 議案第127号 青森市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
- (2) 請願第6号 市内の中学校のトイレへの生理用品配置を求める請願
- (3) 請願第7号 市内小・中学校のモデル校で女子トイレに生理用品を設置し、児童・生徒へのアンケート実施等検証を求める請願

4 報告事項

- (1) 令和8年度知事と市町村長の意見交換会の要望について
- (2) 令和7年度「市場開放デー」の開催について

○出席委員

委員長 小倉 尚 裕	委 員 柿崎 孝治
副委員長 濵谷 洋子	委 員 村川 みどり
委 員 相馬 純子	委 員 藤田 誠
委 員 工藤 夕介	委 員 木下 靖

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

教 育 長 工藤 裕 司	農業委員会事務局長 船橋 正明
市 民 部 長 佐藤 秀彦	市民部次長 木村 久美子
経 済 部 長 横内 信満	経済部次長 横山 明典
経 済 部 理 事 工藤 拓実	農林水産部次長 坂本 康人
農 林 水 産 部 長 大久保 文人	教育委員会事務局教育次長 角田 育
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 長 武井 秀雄	経済政策課長 千葉 皆工
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事 泉 宏明	関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 花田 昌 議事調査課主事 杉浦 晃平

○小倉尚裕委員長 ただいまから、文教経済常任委員会を開会いたします。

先般、棟方志功サミット in 青森の前夜祭、そして当日の県立美術館に多くの委員の皆様も出席をして、そして、市長、また教育長からこのサミットの思いというものをお話しいただいて、非常に皆さんのが理解をしていただいた。出席の方からも非常に好評であったと話を聞いております。御苦労さまでした。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案1件及び請願2件について、ただいまから審査いたします。

初めに、議案第127号「青森市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第127号「青森市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について」御説明いたします。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、「1 提案理由」についてであります。地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条の規定に基づき、マイナンバーカードの署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の発行・更新の申請の受付等に関する事務を取り扱う郵便局を指定するため、提案するものであります。

具体的には、資料別紙1に当該法律を抜粋して記載しておりますが、郵便局を指定しようとすると、法律第3条第2項及び第3項の規定のとおり、協議を経た上で議会の議決を経ることとされております。

このたび、日本郵便株式会社との協議が調いましたことから、議案として提出するものであります。

資料1枚目に戻っていただきまして、「2 指定する郵便局の名称」でありますが、青森中央郵便局をはじめ、これまでマイナンバーカードの申請サポートを実施している市内11郵便局を指定しようとするものです。

「3 郵便局において取り扱う事務」でありますが、まず1つに、マイナンバーカードの暗証番号が英数字6桁から16桁である署名用電子証明書の発行・更新の申請の受付等、2つ目に、マイナンバーカードの暗証番号が数字4桁である利用者証明用電子証明書の発行・更新の申請の受付等となっております。

「4 事務を取り扱う期間」でありますが、令和8年2月1日から令和8年3月31日までとしており、当該期間満了の3月前までに、青森市及び日本郵便株式会社のいずれもが事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該期間を1年間延長することとし、以後も同様としております。

最後に、「5 スケジュール」でありますが、議案について御議決いただけましたら、令和7年10月上旬に日本郵便株式会社と通信機器設置に係る覚書を締結し、シ

システム端末等の設置契約を進め、1月上旬に日本郵便株式会社と委託契約を締結し、郵便局での操作研修等の実施を踏まえ、2月から郵便局での委託業務開始を予定しております。

以上、議案第127号「青森市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について」御説明いたしましたが、慎重御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願ひいたします。

説明は以上であります。

○**小倉尚裕委員長** これより質疑を行います。御質疑ありませんか。村川委員。

○**村川みどり委員** この郵便局を指定する理由なんですけれども、理由を見ると、指定するために提案するとあるんですけれども、別にしなければならないものではないっていうことで理解してもいいですか。

○**小倉尚裕委員長** 市民部長。

○**佐藤秀彦市民部長** これは義務で決まっているということではなくて、事務を郵便局に委託することができる。そのためには指定が必要になる。郵便局を指定することが必要であると、そういうことです。

○**小倉尚裕委員長** 村川委員。

○**村川みどり委員** わざわざ郵便局に個人の情報の機械を設置して——全ての市民の情報を設置して、何があるか分からぬような危険を冒してまでやる必要あるのかなというか、今までもいろんなミスとか情報漏えいがある中で、そういう危険を冒してまで郵便局で電子証明書の発行・更新やる必要あるのかなというふうに思っています。

各市民センターがあるじゃないですか。市民センターでも同じようにやっているんですね。

○**小倉尚裕委員長** 市民部長。

○**佐藤秀彦市民部長** いわゆる支所・情報コーナーがありますけれども、そちらのほうで事務を実施しているものは、マイナンバーカードの交付に係る事務、それから更新に係る事務でして、あの電子証明書の更新は今、浪岡庁舎市民課と駅前庁舎市民課でのみ実施しておりますので、いわゆる出先機関での証明書の更新はやっておりません。

○**小倉尚裕委員長** 村川委員。

○**村川みどり委員** だったら、余計、郵便局に頼まないで、市の支所とか情報コーナーとか各市民センターとかでやったほうがよっぽど安全なんじゃないかなと思うんです。

なんで支所とか各市民センターとかでやらないんですか。

○**小倉尚裕委員長** 市民部長。

○**佐藤秀彦市民部長** まず支所・情報コーナーにつきましては、マイナンバーカードの手続のみならず、戸籍・住民票関係、それから税の関係、国民健康保険の関係、

国民年金の関係、それから福祉・保健関係などの通常業務、そういういた事務をやっているという状況であります。

支所・情報コーナーのスペース、カウンターの状況、いわゆるハードの中で、今、端末、マイナンバーの関係の事務を行える端末を1台ずつ置いているんですが、それをさらに増設してということで、更新のほうも受け付けるというふうになりますと、ほかのところ、通常業務に支障がまず出てくるのが懸念されているところがまず1点あります。

今、そのために、市民課のほうでも特別の窓口を設置して、いわゆる5年前のマイナポイントの事業、あれでマイナンバーの取得が飛躍的に増えたというところがあるんですが、そのための特別の窓口を設置して、今現在も行っていますが、それでも、かなりお客様をお待たせして、手続に時間を要するといった状況がありました。その5年前の状況が今、5年後の更新時期を迎えて、同じ波がまたやってくるということであります。

ちょっと長くなりますが、今回、郵便局を指定するというのは、マイナンバーカードの事務のみならず他の業務もなんですが、特に、このマイナンバーカードの普及促進の対策として、国で、郵便局の積極的な活用の検討について通知がありまして、それで、この法整備もなされた、そういう環境の中で郵便局に指定をお願いするものであります。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 結局、市民センターとか支所の業務が忙しくなるから、郵便局にお願いするということだと思うんですけども、本来、マイナンバーの普及——作れ作れ、はい2万円やるから、はい作れと音頭を取ってやってきたのが行政なのに、その仕事をわざわざ忙しくなって手が回らないから、郵便局に依頼して、それも市民の大切な情報があるシステム端末を郵便局に設置して依頼するということであれば、あまりにも安易だというか、これほど情報漏えいがどんどんどんどん行われているし、マイナンバーに伴う不具合とかも頻発してるので、なんでわざわざ郵便局に委託する必要性があるのかなというのが非常に疑問です。

なので、日本共産党は、この議案に対しては反対です。

以上です。

○小倉尚裕委員長 木下委員。

○木下靖委員 すみません。そもそも論ですけれども、マイナンバーカードの署名用電子証明書というのと利用者証明用電子証明書というのはどういうものなのか、御説明いただけますか。

○小倉尚裕委員長 市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 署名用電子証明書及び利用者用電子証明書についてであります、まず、6桁から16桁の暗証番号を英数字で設定します署名用電子証明書というのは、いわゆるe-TAXなどに使う場合、そういう手続に使われるものが分

かりやすく言えばそういうことで、あとは4桁のものにつきましては、マイナポータルに自分でアクセスする際に、それからあとコンビニ交付などで証明書を取る場合に使う番号、それが4桁の番号であります利用者証明用電子証明書ということになります。

○小倉尚裕委員長 木下委員。

○木下靖委員 そういうものというのは、更新の必要はあるんですか。

○小倉尚裕委員長 市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 マイナンバーカードそのものは10年の更新期間となっておりますが、この電子証明書につきましては、5年の更新時期となっており、カードそのものよりも早くその更新の時期を迎えるので、5回目の誕生日、正確に言うと、なるんですが、先ほど申し上げましたが、ポイントとかがついてカードを作る方が非常に増えた、ちょうどあのピークから5年を迎える時期に差しかかるということになってますので、それに対応するものです。

先ほど申し上げましたように、5年前の特設の窓口を使ったんですが、申請される市民の方が非常に多かったので、窓口がかなり混雑したというところがあります。それで、同じ波が、今後、数年にわたって来ますので、それを解消するために、今回、郵便局のほうに、国のはうからも積極的に郵便局を活用することについてはお話を受けているところでありますけれども、それに加えて、今回11郵便局を指定したのは、青森の地区を包括支援センターが設定されている区割りに合わせた形で、なるべく市民の方が最寄りのところで手続できるということを念頭において、その11の郵便局を指定しようとするものです。

○小倉尚裕委員長 木下委員。

○木下靖委員 今の部長の説明で、その更新の波がこの数年間にわたり予想されるということだったんですが、今回はこの提案されている事務を取り扱う期間が令和8年2月1日からの2か月間に限定されているのはなぜですか。

○小倉尚裕委員長 市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 こちらは郵便局のほうとの契約については、年度ごとの契約ということになっておりますので、今回はその端末の調達、といったものの関係、それから工事等期間を考えると、なるべく早くスタートさせる、今年度からスタートさせるところで調整を進めてきたんですが、今、最速でやって2月から始められるということになりますので、まず、最初の年度は2か月で翌年度に異議がなければ、その後更新していくという形になっております。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 今のお話を聞いていて、マイナンバーカードの署名用電子証明書の発行、利用者証明用電子証明書は、僕e-TAXで使っているので、1か所しかできないということは承知しています。

今、説明の中で、郵便局を指定すると言いましたけれども、勝手に指定するわけ

ではなく、郵便局から要望があったから指定したと、私、思うんですが、そこと、それからもう1点、郵便局でマイナンバーカードを使ってできること、これから電子証明書の発行や利用者証明書の発行手続ができるんだけれども、今できることは、例えば、証明を発行できるとか、郵便局でマイナンバーカード申請のサポートをしていると。そうすると、この証明書を発行すれば、マイナンバーカードで、いわゆる住民票や印鑑証明も発行できるのか、ちょっと教えてください。

○小倉尚裕委員長 市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 まず、今現在、青森市が郵便局に対して委託しているのはマイナンバーカードの申請サポートのみということになります。いわゆるマイナンバーカードを作るときの手続を支援するというのをお願いしているものです。

これに加えて、新たに電子証明書の発行・更新手続を委託しようとする。ただし、その電子証明書の更新・発行については専用の端末が必要になるので、そういうところもあって、議決を経た上でというようにちょっとハードルが高くなると言うとちょっとあれですけれども、ということになっております。

11の郵便局を指定したのは、最初の業務でも、先ほど申し上げたとおり包括支援センターの区割りに合わせて設定した、ピックアップしていただいたというところもありますが、加えて今回のその電子証明書の発行・更新というのは、先ほど村川委員もおっしゃいました、セキュリティーの話、いわゆる郵便局を指定するに当たっては、一定の要件を満たしていないと駄目ということになります。周りから見られないようにするとか、そういうセキュリティーの部分、そういうところの条件、施設としてそういう条件を満たしている郵便局を指定するということになっておりますので、その条件を満たしているところがどこになるかというところで、今までの11か所で大丈夫かどうかの確認をこれまでしてまいりました。

それで、いずれも要件を満たしているということが確認できましたので、同様に、この業務についても指定しようとするものであります。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。郵便局では、通常の発行する業務はないと。今聞いていると、こっちから勝手に郵便局を指定しているみたいだけれども、ちゃんと了解得てるということですね。分かりました、ありがとうございます。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。工藤委員。

○工藤夕介委員 この指定する郵便局に、中央郵便局、西郵便局と大きい郵便局があるんですが、こちらで受け付けするのは郵便の窓口とか簡保とか郵貯とかって、どこどこの窓口というのは決まっているもんですか。

○小倉尚裕委員長 市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 具体的な窓口というよりは、そこの郵便局のレイアウト、カウンターの配置等によって違うんですけども、基本的には先ほど言ったように、ほかの手続に来た周りのお客さんからは見えない場所が確保できるかどうかという

ことになるので、別室みたいな形でちょっと離れたところにコーナーの設置を予定している郵便局もありますし、既存のところを使ってやるというところもありますので、ちょっと一概には言えないんですが、基本的にはセキュリティーの部分、そういういたところが確保できる場所を用意して実施するということになっております。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決をいたします。

議案第127号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小倉尚裕委員長 起立多数であります。

よって、議案第127号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第6号「市内の小・中学校のトイレへの生理用品配置を求める請願」及び請願第7号「市内小・中学校のモデル校で女子トイレに生理用品を設置し、児童・生徒へのアンケート実施等検証を求める請願」の計2件については、関連がありますので、一括議題といたします。

両請願に対する市当局の意見等について説明を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○武井秀雄教育委員会事務局教育部長 請願第6号「市内の小・中学校のトイレへの生理用品配置を求める請願」及び請願第7号「市内小・中学校のモデル校で女子トイレに生理用品を設置し、児童・生徒へのアンケート実施等検証を求める請願」につきまして、一括して教育委員会の考え方を御説明申し上げます。

請願第6号につきましては、児童・生徒が安心して通学でき、健康で衛生的な生活を保障するために、市内小・中学校の女子トイレに返却不要の生理用品を設置すること、請願第7号につきましては、市内小・中学校のモデル校で女子トイレに生理用品を設置し、児童・生徒へアンケートを取るなどの検証を行うことという内容であります。

小・中学校におきましては、これまでも、児童・生徒が生理用品を必要とした際にいつでも提供できるよう、返却不要の生理用品を保健室に常備し、対応しております。

請願の趣旨にあります、生理は突発的に来ることが多く、緊急時にその場で使えることに意義があるということにつきましては、学校で生理用品の提供を申し出た児童・生徒について、その申出の理由が、急に必要になった、忘れた、あるいは、足りなくなってしまったといったことのみならず、貧困やネグレクトによる場合も想定されますことから、教育委員会では、生理用品を提供する際には、保健室等で児童・生

徒との対話を通じて、本人の状況を確認・観察などしながら、適切に支援しているところであります。

なお、請願の趣旨にあります、五所川原市、弘前市、平川市以外の6市においても、本市と同様に、児童・生徒との対話を通じて、本人の状況を確認・観察するなどにより、健康相談や教育相談としての役割を重視していることから、生理用品を保健室で渡していると伺っております。

また、請願の趣旨には、保健室に取りに来ることに対して、支援が必要な子どもほど、支援とみなされる行為を避ける傾向にあり、捕捉を目的にしてハードルを上げると、本当に支援が必要な子どもほど来ないとあります、令和3年度からは、生理用品を必要としていることを言い出しにくい児童・生徒がいることも念頭に、健康相談を呼びかけるポスターと生理用品の提供を求めるカードを女子トイレの各個室に設置することや、1人1台端末を活用した児童・生徒の健康相談において周りの目を気にすることなく生理用品の提供を求めることができるようになります、教育相談体制の充実を図ってきております。

さらには、児童・生徒の相談内容は多岐にわたっており、教育委員会では、児童・生徒の心身の発達や健康、性に関すること、思春期に関することなどについての困りごとや悩みの解消などの対応においては、児童・生徒との対話を通した指導・支援が重要であると考えております。

全国的に見ますと、残念ながら自殺等で命を落とす児童・生徒は毎年400名程度おります。また、見守りが必要な児童・生徒、希死念慮、自傷行為、虐待、ネグレクト等見守りが必要な児童・生徒につきましても、本市において約200名程度いる状況であります。

そのほかにも、悩みを抱える児童・生徒は一定数おり、どんなささいな変化も見逃さない相談体制の充実が重要であると考えております。

したがいまして、青森市内小・中学校におきましては、生理用品を保健室等で渡すことにより、適切に支援してまいりたいと考えており、請願第6号の女子トイレに設置することは考えていないところであり、このことから、請願第7号のモデル校の設置及び児童・生徒へのアンケート調査は考えていないところであります。

説明は以上であります。

○小倉尚裕委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。藤田委員。

○藤田誠委員 請願第6号及び第7号について、いろんな資料をいただきました。少し見させていただきましたが、私は基本的に、この今の形になったのは、もう20年、30年前から、当時——30年、40年前ぐらいかな、養護職員が自腹で生理用品を用意してやっていました。そのことは私、知っていますので、その後は、市がいろいろないじめ対策も含めてやってきて、今の形があると思っています。

私は基本的に保守派なので、あまり形を変えてほしくない。いじめの発端になるような新たなことはしてほしくないと思っています。そういう意味では、全国的に

進んでいるとかあるんだけれども、本当の貧困者ってなるべく人目を避けて、いじめられないようにしています。

そういう意味では、私が、自分のことをしゃべればあれだけれども、貧困の底辺を歩いてきたので、いじめられないためにどうしたらいいかと、いつも考えて、それは学校側も、生理用品に関する、ほかに関する、本当に真面目に考えています。という意味では、形を変えてほしくない。せっかくできた今のいい形をいじめの発端になるような——ならないかも分からぬいけれども、私は変えてほしくないという思いで、この請願には反対をさせていただきます。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。相馬委員。

○相馬純子委員 生理用品を準備できない子どもたちが保健室に行く、それで、それが相談につながるという論点なんですけれども、生理って、自殺予防とかいじめとか相談につなげるということとイコールなのかなと聞いていて思うんです。自然現象なので。これってやっぱり女性にしか分からない。突然来るとか、服が汚れるとか、ポケットに入れて持つて行くのが恥ずかしいとか。そういうことから、私自身が中学生時代だったときのことを思い出しても、トイレにあると誰の目も気にすることもなく楽だろうなど単純に思うんです。家庭環境があれだと、いじめられているとかということの相談につなげなくとも。トイレにトイレットペーパーがあるように、トイレにいつもナプキンがあるということが女性にとって、とても安心につながる。もちろん、自分で準備すべきものだし。

生理の貧困という言葉が出たときに、とても衝撃でした。ナプキンが買えない子がいるということ。思春期なので、もちろん保健室に行ってナプキンくださいと言えればいいんですけども、買えない経済状況のお子さんほど、行かないと思います。行くような心の強さを教育するのもという発言を以前聞いたような気がするんですけども、そういう年代じゃない。もっと複雑です。

結局、生理の間は学校を休むという選択をしたというお子さんの声を聞いていますし、自殺だったり、いじめだったりと、生理用品を置くというのをあまりにも密接につなげ過ぎかなと思うんです。やっぱり女性の声、女の子たちの声、そこからスタートしてほしいなというふうに思います。生理用品は置いていただきたいです。

もしも、その相談につなげる、ささいなことも見逃さないで子どもの命を守るんだと何回もおっしゃいますけれども、だったら実際にやってみて、子どもの声を聞いてください。今のやり方を決定する場に、どれぐらい女性の声が反映されたのかは分からないんですけども、この思春期の女の子の気持ちとか、突発的に来る生理の大変さとか、隠して持つていかなきやいけない、行きづらさみたいのが解消されるだけでも、女性にとってはありがたいです。

なので、私はどちらも賛成です。

以上です。

○小倉尚裕委員長 教育長。

○工藤裕司教育長 御意見がありましたけれども、子どもたち、保健体育の時間に、こういうことを習います。

月経中には腹痛や腰痛、頭痛など不快な症状が起こることがあります。特に、初経から数年間は子宮の入口の部分が狭くて硬いため、経血を子宮の外にうまく出すことができず、痛みが起こる。その結果、体がむくんだり、心が不安定になったりします。したがって、症状がひどいとき、困ったときには、周りの人や養護教諭、医師等に相談をしてください。

こういうことを教科書にも書いていますし、保健体育の時間に習うんです。そして、それは養護教諭の先生が直接、指導をします。先ほど教育部長が説明しましたけれども、全国的に自殺が多くなってきていて、大人の自殺は少なくなりつつあるんですが、子どもは増える状況にある。そこで、文科省のほうでは、養護教諭を中心とした指導をするようにということを再三話します。

ですから、直接関係がないでしょというふうなこともありましたけれども、保健体育の時間にしっかり教えて養護教諭が説明をして、そして1人でも多くの子どもと先ほどの自殺等の心配、いじめ等の心配も含めて、結びつける努力を再三しているわけです。

そしてまた、我々、夏休み、冬休み、春休みということで、学校が始まる前後1週間、年間で計6週間ですけれども、先ほど教育部長が説明した200人ぐらいの子どもを、必ず学校それから家庭、教育委員会で、連絡先ずっと取り合ってやっています。

今回、ゆるスタをやったのは、そういうふうなことをやる子どもの負担軽減というのもありますけれども、教師の負担軽減という部分があります。

なんとか、そういう子ども、もちろん生理で困っている子どもも含めて、大人とつなげていきたいというのが我々の思いであります。

学校に来るときに、御飯がない子どももいます。帰っても、誰もいない子どももいます。そういう子どもが、やはり人とつながる。教師とつながる。養護教諭とつながるというところが極めて重要なことだと考えているので、どうか御理解いただければなというのが我々の考えです。ちょっと長くなりました。

以上です。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 しきりに人とつながる、教諭とつながるという話をするんですけども、それはそれとして、やっていただければいいんですよ。つながっていただければいいんです。

ただ今回は——トイレに生理用品を置くこととそのことは、やっぱり別に考えるべきだと思うんですよ。

先ほど、藤田委員、いじめの発端になると言ったけれども、全く意味が分かりません。なんでいじめの発端になるのか、その理由もさっぱり分からぬんですけれども、それはそれでいいんです。

ども、簡単なことなんですよ。

それなら、教育部長、トイレに行ったときに、トイレットペーパーなかったら、保健室に取りに来なさいと言ったら、行きますかということなんです。男性の皆さんもトイレに行ったときに、トイレットペーパーなかったら保健室に行きなさいと言ったら、それに納得しますかということ、単純な話なんですよ。同じように、生理用品もトイレに置いてください、トイレットペーパーと同じようにトイレに置いてくださいと。それだけせっぱ詰まっているというか緊急的に必要なものなので、そういういじめだの、自殺だの、それはそれと対応してやればいいけれども、生理という現象が、保健室に取りに行けだなんて、そんな暇はないというのが現実だし、教育部長、本当に何回も言うけれども、トイレに入ったときに、トイレットペーパー、まず、保健室に取りに行きなさいというふうになつたらどうしますか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局教育部長。

○武井秀雄教育委員会事務局教育部長 村川委員からお話があった件も含めて、今年——令和7年度全国都市教育長協議会ありますと、その中で、ある自治体の教育長が発表したわけですけれども、その自治体では、令和3年度、令和4年度、モデル事業としてモデル校を設定して取り組んだと。その後、各学校にアンケート取った時に、現場から、やっぱり戻してほしいと。特に養護教諭。これからは、養護教諭からは、必要なその相談のコミュニケーションを図る機会が減ったと。また、もっと深い問題を見逃しているのではないか。

[村川みどり委員「トイレットペーパーの話を聞いたんですけども」と呼ぶ]

○武井秀雄教育委員会事務局教育部長 子どもと向き合うその時間がほしいということで、そこの自治体では令和5年度からは保健室での提供に戻したと。

先ほども答弁しましたけれども、本市における生徒の見守りの状況であるとか、全国的な自殺の推移等を踏まえて、やっぱり我々として、どんなささいなことも見逃さないで対応していきたいという思いがありますので、保健室で引き続き提供していきたいと思います。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 聞いたことに答えてないです。トイレに行って、トイレットペーパーがなかったら保健室に行くようにと言われたら、どう思いますか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局教育部長。

○武井秀雄教育委員会事務局教育部長 ポイレットペーパーと生理用品の設置ということですけれども、我々としては、トイレットペーパーのように生理用品を設置するということを、例えば、賛成意見が多い、反対意見が多いから設置するんだということではなくて、教育にはやっぱり、利便性だけでは解決できないことがあるかと思います。ですので、繰り返しになりますけれども、引き続き保健室で対面・対話して配付したいと思います。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 同じ繰り返しになるのであれなんですけれども、昨年の第4回定例会で、同じような生理用品の設置の質問をしました。

そのときにも、この請願にあるように、やらないんだったら、生徒にアンケートを取つたらどうなのという質問を何回も繰り返し、その当時にやつたんです。4回目でやつと、教育部長が「アンケートの実施につきましても、まずは、児童・生徒、保護者に十分説明した上で、アンケートの実施についても考えてまいりたい」というふうに答弁したんですけれども、その後のアンケートの実施については、どういう対応をしてきたんですか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局教育部長。

○武井秀雄教育委員会事務局教育部長 アンケートの実施についての御質疑ですが、先ほども答弁したとおり、いわゆるアンケート、多い、少ない、賛成、反対、それで解決できる問題ではないという認識に立つて、引き続き、繰り返しになりますけれども、保健室で、生理用品については、対面・対話して、配付して提供していきたいと思います。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 その時の答弁と違いますよね、今の答弁は。アンケートについて、実施について考えてまいりたいと答弁してるんですよ。今の答弁だったら、賛成、反対もそんなの関係ないよと、まずは、保健室に来てもらうんだという答弁ですね。

○小倉尚裕委員長 教育長。

○工藤裕司教育長 考えた結果、現場の状況を踏まえて、先ほど、それについては申し上げましたけれども、現場の今の状況を考えると、まだまだ人とつなげて見守りをしていくということが最も重要であると考えたので、今の教育部長の答弁のようになつたと、結論に立つたというふうなことあります。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 先ほど、いじめの発端になるようなこと分からないと。貧困層でいじめられた経験がない人には分からぬでしよう、これはしょうがない。僕はいじめられた経験があるので、そういう意味では、トイレで生理用ナプキンを取つた時点で、あんた何で取るのという話をされる懸念がある。ですから、貧困層に対して、直接家庭に送るような制度は、僕はいいです。学校の中で、人と違うことに対して、子どもというのは本当に言葉がきついです。そういう意味では、本当に貧困層は、このことに関して、僕は——終わります、すみません、いいです。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。相馬委員。

○相馬純子委員 生理用品を取りに来ることが相談につながるということでしたけれども、女の子ですよね。男の子はその他の機会を捉えてということになると思うんですけども、どうやっても、この相談とか、命を守るとか、ささいなサインも見逃さないとかに、どうしてこんなに固執するんだろうと思うんですけども、

やっぱり、せめて子どもの意見を聞いてほしいなと思います。教育的意義を捉えているのは、教育者である大人側の論理であって、子どもたち、女の子たちに、置いてみたけれども、どうっていう意見を聞いたり、アンケートを取ったりすることは、それも子どもの声ですから、少なくともやっていただきたいなと思います。

以上です。

○小倉尚裕委員長 教育長。

○工藤裕司教育長 アンケートの件でお話がありましたけれども、固執するというふうなところも指摘がありましたけれども、今、教育界は、いじめ、不登校、貧困、虐待、発達障害、数えれば切りがないほど課題があります、その中で我々は全部課題を解決したいんですが、重要な課題、これを一番手に掲げて解決したいわけです。そういった意味では、子どもの命を守るという課題、これを最重要としてやっていきたいということが、ただいま申し上げています。

ですから、子どもの考えは、確かに思いも考えも大事ですし、我々はよく聞きますけれども、大人が大人として子どもを守るために何をしていけばいいのかっていうことは、やはり我々大人が考えるべきではないかなというふうに思っておりますので、先ほど部長のほうから答弁あったような形で進めていきたいというのが我々の考え方であります。

以上であります。

○小倉尚裕委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 一番大事なのは、子どもの声だと思います。保健室に取りに行けない子もいるかも知れないじゃないですか。アンケートを取ることは、子どもの声を拾うことの大しさを考えると、やっていただきたいなと思います。

あと、再三申し上げているように、相談の機会と生理用品を置くことをあんまりにも結びつけて考え過ぎかなというふうに思いますので、女の子や女性の声をもつと拾って再考していただきたいなと思います。

あと、男の子の相談とか男の子の命って、多分違う場でやっていますとなるんですけども、女の子のこの生理用品と相談を密着に考え過ぎじゃないかな、では、男の子はどうするのという発想にもなっちゃいますので、ちょっと切り離して考えていただきたいなと思います。

以上です。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 質疑はないものと認めます。

藤田議員、先ほどの不採択というのは、第6号、第7号の両請願についてですか。

○藤田誠委員 両請願について。

○小倉尚裕委員長 分かりました。

これより採決いたします。

まず、請願第6号についてお諮りします。

請願第6号については、不採択とすべきとの意見がありましたので、起立により採決をいたします。

請願第6号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小倉尚裕委員長 起立少数であります。

よって、請願第6号は、不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第7号についてお諮りします。

請願第7号については、不採択とすべきとの意見がありましたので、起立により採決をいたします。

請願第7号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小倉尚裕委員長 起立少数であります。

よって、請願第7号は、不採択とすべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案等の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)

○小倉尚裕委員長 次に、報告事項に入ります。

初めに、「令和8年度知事と市町村長の意見交換会の要望について」報告を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 令和8年度における知事と東青5市町村長の意見交換会の際、県に提出いたします青森圏域重点事業に関する要望書につきまして、今般、その項目・内容等について取りまとめましたので御報告いたします。

まず、白い表紙、厚い資料のほうを御覧ください。

冊子の表紙をめくっていただきますと、重点要望項目一覧となっております。

青森圏域全体では1枚目と2枚目、計38項目あります。このうち、青森市の重点要望項目はN o. 1からN o. 28までとなっております

次に、もう一方のほうの資料「令和8年度青森圏域重点事業要望項目一覧【文教経済常任委員会】」を御覧ください。

文教経済常任委員会に関係する項目といたしましては、経済部所管が7項目、農林水産部所管が1項目、教育委員会事務局所管が4項目の計12項目となっております。

それでは、それぞれの項目につきまして、経済部、農林水産部、教育委員会事務

局の順に御説明をいたします。

まず、経済部所管の7項目について御説明いたします。

資料の1ページ目を御覧ください。

重点要望項目の地域経済活性化に向けた取組に対する支援・連携について御説明いたします。

本市では、人口減少・少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少などを踏まえまして、最優先に取り組むべき喫緊の課題として、地域経済の活性化を掲げております。

これまで、経営の総合相談窓口「AOMORI STARTUP CENTER」における起業・創業支援をはじめ、地域を牽引する企業の育成に向けた有識者等による短期間で集中的な伴走型支援や、市内事業者が相互に連携・協力しながらDXを推進する環境形成に取り組むとともに、令和7年2月には、产学研官が共創により取り組むしごと創りに向けた新たな指針として青森市しごと創造戦略を策定し、その実現に向けて取り組んでおりのことから、要望事項になりますけれども、「1. 产学研官の共創による新しい産業振興策との連携」をはじめ、記載の4項目につきまして、県に要望するものであります。

続きまして、資料の2ページ目を御覧ください。

重点要望項目の雇用対策の充実について御説明いたします。

本県の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、緩やかな低下が見られ、物価上昇等が雇用に与える影響への留意が必要な状況にあります。このような中、首都圏等への流出が続く若者の地元定着や女性・障害者等の多様な人材の活用、情報通信技術の進化に対応できる人材の育成が求められているところであります。雇用対策の充実を通じて、経済の基盤となる地域産業の活力を高め、経済の好循環を生み出していくことが必要でありますことから、「1. 市が実施する雇用対策に対する支援の充実」ほか1項目について、県及び国に要望するものであります。

続きまして、資料の3ページ目を御覧ください。

重点要望項目の青森港（油川埠頭）への基地港湾の整備及び洋上風力発電関連産業の集積についてのうち、経済部が所管いたします項目について、御説明いたします。

青森港は、昨年4月に県内初、全国で6例目となる海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾、いわゆる基地港湾といたしまして国土交通大臣より指定され、今年度から国直轄事業として、令和9年度までの4年間で地耐力強化を含む水深12メートルの岸壁整備等が行われることとなっております。

青森港を基地港湾として整備することにより、油川埠頭周辺には、風車メーカー、部品等のサプライヤー、保守管理などの事業者や工場等の立地による関連産業の集積や地元企業の事業参入が想定され、多くのビジネスチャンスをもたらすものと期

待されますことから、「2. 基地港湾周辺における洋上風力発電関連産業の集積や地元企業の参入に向けた連携」について、県に要望するものであります。

続きまして、資料の4ページ目を御覧ください。

重点要望項目の青森空港の利用促進について御説明いたします。

青森空港の国内線につきましては、令和2年3月の株式会社フジドリームエアラインズによる神戸線新規就航、また、青森・札幌線、青森・大阪線でのダブルトラック化が定着した一方で、青森・大阪線につきましては、令和7年度夏季ダイヤから1日1往復減便となっておりまして、便数維持やさらなる国内線の充実が求められております。

現在、各航空路線の需要は回復基調にあります、国内旅行はもとより、国際線利用における交通結節点としての機能が高まることが予想されます。

つきましては、航空路線の利用促進のため、県と市が一体となってプロモーションやインセンティブ活動を進めていく必要がありますことから、「1. 名古屋(小牧)線、神戸線、札幌(新千歳)線の利用促進」をはじめ、記載の3項目につきまして、県及び国等に要望するものであります。

続きまして、資料の5ページ目を御覧ください。

重点要望項目の外国人観光客の受入環境整備の充実について御説明いたします。

本市の令和6年の外国人宿泊者数は、ソウル線及び台北線の国際定期便が復便となったことなどから、約16万人泊とコロナ禍前の令和元年と比べて約1.5倍と増加しております。

また、青森港における今年のクルーズ船の寄港数は、過去最高・東北最多の41回を予定しております。

今後、旅行需要の本格回復を見据え、本市と国内外の都市をつなぐ交通網の充実と利用促進、インバウンドに対応した体験型コンテンツ開発や受入れ態勢・環境の充実などが必要となっておりますことから、「1. 外国人観光客の満足度を高める受入環境整備を推進するための国や県の支援の充実」をはじめ、記載の4項目について、県及び国等に要望するものであります。

続きまして、資料の6ページ目を御覧ください。

重点項目の第80回国民スポーツ大会における開催経費の負担等について御説明いたします。

令和8年に本県で開催する第80回国民スポーツ大会につきましては、大会の開催によりまして、スポーツ振興や経済波及効果など、様々な効果が期待される一方で、大会開催に係る施設整備費や大会運営費等に多額の費用負担が見込まれております。

そのほか、青森市で開催される各競技会等の準備・運営を効率的・効果的に進めていくためには、各競技団体の組織力向上や指導者の養成、競技環境の整備・充実などが重要でありますことから、「1. 第80回国民スポーツ大会における各競技会等の開催経費についての支援の充実」のほか記載の1項目について、県に要望するも

のであります。

続きまして、資料の7ページ目を御覧ください。

重点要望項目の青森港の機能充実についてのうち、経済部が所管する項目について、御説明いたします。

青森港は、本州・北海道間を結ぶ交通及び物流の重要な拠点港として、さらには多くの観光客や市民が訪れる交流拠点としての役割を果たしております。

引き続き、国・県をはじめとする関係機関とともに物流や交流等の将来像と基本戦略を示しました青森港ビジョンを推進し、また、青森港クルーズ船寄港促進アクションプランに掲げる100隻、10万人を目指して、受入れ態勢の充実・強化等を関係団体と連携した取組を実施していく必要がありますことから、「1. 物流をはじめとした青森港ビジョンの着実な推進」、「2. 青森港クルーズ船寄港促進アクションプランの着実な推進」の2点につきまして、県及び国に要望するものであります。

経済部所管の令和8年度重点事業要望項目は以上であります。

○小倉尚裕委員長 次に、農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 続きまして、農林水産部所管の1項目について御説明いたします。

資料の8ページを御覧ください。

重点要望項目のホタテガイ親貝確保に向けた取組等ホタテガイ養殖環境の充実についてであります。

ホタテガイ生産額は、本市の漁業生産額の約7割、県全体の漁業生産額の約2割を占めております。ホタテガイは本県及び本市にとりまして、最も重要な水産物となっております。

このような中、昨年夏以降の陸奥湾の高水温の影響により、ホタテガイ生産に必要となります稚貝の保有枚数が、陸奥湾全体として、過去10年平均の76%に留まったところであります。

また、ホタテガイ親貝は高水温に弱く、育てるまでのリスクがあるため、漁業者は親貝となる前の半成貝での出荷を選択する傾向が強くなっています。陸奥湾全体の親貝数がさらに減少し、安定的なホタテガイ養殖の取組が難しくなっていくことが危惧されております。

このため、青森県におきましては、ホタテガイの安定生産のための各種試験や情報提供に取り組んでいることに加え、陸奥湾ホタテガイ総合戦略や青森新時代「農林水産力」強化パッケージ等により、ホタテガイ生産の高度化、経営力強化、販売促進等に向けた対策を講じているところであります。

現在におきましても、恒常的なホタテガイ親貝確保に向けた取組が必要でありますことから「1. ホタテガイ親貝確保に向けた取組等ホタテガイ養殖環境の充実について」県に要望するものであります。

農林水産部所管の要望項目は以上であります。

○小倉尚裕委員長 次に、教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 続きまして、教育委員会事務局が所管します重点要望4項目について御説明いたします。

初めに、子育て支援についてのうち、教育委員会が所管する事項で、9ページを御覧ください。

資料中の中段の4段落目、「さらに、」のところからの説明になります。

本市におきましては、令和4年10月から実施した市立小・中学校における学校給食費の全額公費負担について、米価等給食材料費高騰へ対応するため、給食1食当たりの単価を増額し、令和7年度も引き続き実施しているところであります。

しかしながら、子育て支援策を各地方自治体で実施していることにより、住む地域による実施の有無や助成の対象となる年齢や所得制限の有無、また各自治体の財政力等に応じて、子ども・子育て支援施策に地域間格差が生じている現状となっております。

少子化対策につながる取組は、国の責任と財源において、全国一律で行うべき包括的な仕組みづくりなど国策として必要な措置を講じるべきものであると考えております。

このことから、「3. 学校給食費を全額公費負担する全国共通の安定した制度の創設についての国への働きかけ」について要望するものであります。

次に、資料の10ページを御覧ください。

少人数学級編制の推進についてです。

現在、教職員が子どもと向き合う時間をより多く確保し、子どもたち一人一人に対しきめ細かな学習指導・生徒指導を行うなど、児童・生徒の教育環境の向上が求められていますが、一方で公立小・中学校におきましては、教育ニーズの多様化や学習指導要領の改訂などへの適切な対応が求められています。

子どもたち一人一人へのきめ細かな学習指導・生徒指導による教育環境の向上は、小・中学校全学年共通の課題ですが、少人数学級編制の推進は、知識の定着を含めた確かな学力の向上対策、小・中学校の指導内容・指導方法の違いや人間関係の悩みなどに起因する中学校での不登校者数増加などに対応するために有効な手段であると考えております。

また、教職員が子どもと向き合う時間をより多く確保するためには、小・中学校全学年における少人数学級編制の推進のみならず、学級数増に伴う授業時数の増加等に対応した教職員の配置が必要であると認識しております。

このことから、1つに、「中学校の少人数学級編制の推進のため『公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律』の改正に関する国への働きかけ」、2つに、「青森県における少人数学級編制に伴う授業時数の増加等に対応するための少人数学級編制後の学級数による小・中学校教職員配置基準での教職員の配置及び未配置状況の改善」について要望するものであります。

次に、資料の11ページを御覧ください。

スクールカウンセラー派遣の拡充についてです。

本市におきましては、不登校が喫緊の課題となっており、不登校児童・生徒への支援の充実が求められております。

不登校の要因としては、無気力、不安、生活リズムの不調、学業の不振、友人関係をめぐる問題、親子の関わり方に関する問題が多く、教育委員会としては、集団不適応に関する相談や心理的な支援を小学校段階から計画的・継続的に行うことができる教育相談体制の充実を図ることが必要であると考えております。

このような中、本市には、令和7年度において、中学校全19校と小学校全42校に19名のスクールカウンセラーが派遣され、派遣時間の増加が示されたものの、年間派遣時間数が十分確保できていないため、児童・生徒や保護者の相談に十分対応できない状況にあります。

また、同一のスクールカウンセラーが継続的に中学校区で教育相談活動等に当たることが、児童・生徒、教職員、保護者のいずれの立場からも相談しやすい体制づくりに貢献するものであると考えております。

のことから、1つに、「スクールカウンセラーの増員及び1校当たりの派遣時間数の増加」、2つに、「同一中学校区内の小・中学校に、同一スクールカウンセラーを派遣できる体制の構築」について要望するものであります。

次に、資料の12ページを御覧ください。

世界遺産を含む史跡の活用に向けた支援についてです。

本市には、国内最大級の縄文遺跡である三内丸山遺跡をはじめ、小牧野遺跡、高屋敷館遺跡、浪岡城跡といった複数の国史跡が所在しており、このような歴史的に重要な遺跡は、人類共通の貴重な宝として未来に残すべき文化遺産であるとともに、魅力ある観光資源としての価値を有するものであります。

本市では、令和3年7月に世界遺産登録された北海道・北東北の縄文遺跡の構成資産である小牧野遺跡のさらなる周知や来訪者増加に向けて、小牧野遺跡PRキャラクター「こまっくーイラストコンテスト作品展」や「こまきの縄文まつり」などのPR、イベント等を実施しているところであり、今後も継続して取り組むこととしております。

のことから、「各史跡の誘客促進に繋がる積極的な宣伝や活用に向けた連携の強化及び助言」について要望するものであります。

以上が教育委員会事務局所管の要望項目となります。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について御質疑、御意見等ありませんか。相馬委員。

○相馬純子委員 重点要望のNo.14、第80回国民スポーツ大会における開催経費の負担等についてですけれども、この中に障スポも入っているというふうに考えていいくんですか。

○小倉尚裕委員長 経済部理事。

○工藤拓実経済部理事 障スボに関しては、基本的には県が主担当になって開催することになっております。ただ、市もボランティアの——例えば送り迎えだとか、そこに関しては可能な限り御協力はするような形となっております。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「令和7年度『市場開放デー』の開催について」報告を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 令和7年度市場開放デーの開催について御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

青森市中央卸売市場では、食育・花育の推進、地産地消の普及・促進を図るとともに、市場の活性化を目的として、これまで市民の皆様を対象とした各種イベントを実施しております。

その一つとして、「市場開放デー」を開催いたします。

今年度につきましては、9月20日、10月18日、11月15日の計3回を予定しており、中央卸売市場内におきまして、午前7時から午前9時まで開催いたします。

市場開放デーでは、一般市民の方に卸売市場への理解を深めていただくとともに、青果・花き・水産物、それぞれの需要拡大などを図るため、野菜・果物、花、鮮魚や加工品などの一般販売を行うほか、マグロの解体・即売、野菜の試食・販売、また、御来場の皆様への振る舞いとして、開催ごとにカットフルーツ、ミニシクラメンの鉢物、魚のつみれ汁を予定しております。

委員の皆様には、市場開放デーを広くPRしていただくとともに、御多忙とは存じますが、ぜひ市場へ足を運んでいただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 質疑はないものと認めます。

そのほか、理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 また、委員の皆さんから、御意見等ありませんか。藤田委員。

○藤田誠委員 一般質問での市民センターの掲示板の話です。ちょっと意見として言わせていただきたい。

答弁があったとおりにするということなんで、これまで各市民センター運営協議会、館の独自性に任せたところがあって、掲示板については、その館の地域性もあって、展示する場所が少ないので、西部市民センターのように北口から西口まで

長ければ、真ん中に掲示板置いていくらでも貼れるかもしれないけれども、沖館市民センター、東部市民センター含めて、油川市民センターも広いから、入ってすぐのフロアが広いから、狭いところは展示する場所が少ない。

でも、全部、公平・公正に展示すると言いましたから、展示する台を含めて、展示物・チラシはごじやごじやごじやといっぱいある。そこをちゃんと整理しないと、各市民センター、公平・公正にというお話をしたので、同じように展示をする。

本来でいうと、各市民センターの運営協議会でこういうふうにしますとやって、館に任せればいいんだけれども、市民センターが今回やると言ったから、掲示板の少ないところは掲示板を買わないといけないし、どこに展示するか、公正・公平、裏表を変えたり、そのことはきっちりしなきゃ駄目だ。

正直言ってびっくりしました。市民センターを指定管理にしたときに、館として独自性を持つか、中央市民センターが根幹を握るかという話をした経過があるので、市民センターはその地域地域で独自性を持って運営協議会でやっていると——運営協議会でやってないところあるけれども——市民センターは、あくまでも後ろから見る、だけれども今回は、掲示板に関しては、議員の声に行政が負けたと私は思っているんだけれども、大きく変えたので、館長会議までは、私はちょっと黙っているけれども、館長会議を終えた後にどういう話が出るか、それで、その対応はきっちりしなければ。全ての館が公平に、西部市民センターがAを貼ったら、油川もみんなAを貼らなければいけないし、終わるまでと言えば、1年前に出しても1年間ずっとやるかという話もあるから、そこはちゃんと取り決めしてください。チラシなりポスターを半年前から出せば、終わるまで半年間掲示しないといけなくなる。そこもちゃんとルール決めをして、館が困らないように。正直言えば、そんなもの、館としては構っていられない。中央市民センターがしゃべったんだから、中央市民センターが言って、各館共通に同じような展示をすると、そこまでするような言い方したので整理してよりよい掲示なり、チラシの配布ができるようにしてください。意見だけです。

○小倉尚裕委員長 ほかにありませんか。柿崎委員。

○柿崎孝治委員 冒頭、委員長のほうからもあったんですが、棟方志功サミットの件ですが、教育委員会の皆さんには、準備段階から多分、大変忙しかったと思います。来られたさんはすごく喜んで帰っていました。というのは、私、エレベーターとかに一緒に乗った中で、聞き耳立てたわけじゃないんですけども、すごくよかつたという話をすごくされていました。だから2年前にやったときっていうのは、県立美術館のほうには志功の作品というのはなかったんですけども、今回はもう全部來るので、人に触れるっていうところでは、すごくいいんじゃないかなと。

よかつたと思いますし、お客さんたちも結構、私、観察してたわけじゃないけれども——観察したんですけども、なんかすごく喜んでるのは目に見えてました。ということで、目に触ることはいいことなんですけれども、残るは松原地区にあ

る記念館と庭園です。こちらは、別ものとしてでもいいですので、残していって、とにかく、早めに生き返らせてほしいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

あと、教育長が志功の芸術資源と教育と不登校とを絡めたというのは、私も賛同して、やっぱり不登校の子どもたちって、いろんなところに連れて行くと違う動きとかをするので、皆さん、すごくそれも見ていて、何というか、同じ意見になつたので、いつも眠くなるんですけれども、今回は眠くならないで、ずっと起きて見ていました。前回は眠ったときもあったんですけども、今回は、ずっと目がさえて見てましたので、すごくよかったです。教育委員会の皆さん、本当にありがとうございました。

○小倉尚裕委員長 教育長、一言。

○工藤裕司教育長 委員の皆様、たくさん来ていただきまして、本当にありがとうございました。南砺市をはじめ、他の都市の皆さんも、青森市の委員の皆様、あるいは関係者が多かったので、今回は非常に喜んで帰っていただいたなというふうに思っております。今後も引き続き、続していくかと思いますけれども、次は再来年が南砺市で行われて、その2年後にまた青森に来るという順序になっておりますので、どうかひとつ、またよろしくお願ひしたいなと思います。

本当にありがとうございました。

○小倉尚裕委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 造道中学校と東中学校の合唱もとてもすばらしかったので、それを皆さんに聞かせる機会を設けてほしいと思います。ありがとうございます。

○小倉尚裕委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)